# - ● | ● 男女共同参画の視点

### 多様な性について考えよう! 体の性・心の性・好きになる性

セクシュアリティ(性のあり方)は、男性・女性の2通りだけ ではありません。次の3つの要素をもとに、さまざまなセクシュ アリティが存在します。

- ○体の性…性染色体などから決定される生物学的な性
- ○心の性…自分自身が認識している性(性の自認)
- ○好きになる性…恋愛や性愛の対象となる性(性的指向)

皆さんはLGBT(性的少数者)という言葉を聞いたことがあり ますか。LGBTとは、次の英単語の頭文字をとった言葉です。

①レズビアン(Lesbian)

心の性が女性で、好きになる性が女性の人

⑥ゲイ (Gay)

心の性が男性で、好きになる性が男性の人

Bバイセクシャル(Bisexual)

好きになる性が両性の人

①トランスジェンダー(Transgender)

体の性と心の性が一致しない人



また、心の性と好きになる性をどちらとも認識していない人 などを表す「Q(クエスチョニングやクイア)」を加えてLGBTQ とも呼ばれています。

多様な性がある中で、日本では人口の3~10パーセントが 性的少数者だといわれています。皆さんの身近にいる人が性的 少数者であることに悩んでいるかもしれません。まずは多様な 性について考えてみませんか。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

# → ⑤ 消費生活相談Q&A

## 甘い言葉で誘導する ロマンス投資詐欺に注意!

マッチングアプリで知り合った人と連絡を取っていたと ころ、2人の将来の生活費のためにと、海外の暗号資産(仮 想通貨)の取引所で投資をするように勧められました。案内さ れた通りに専用アプリへ入金して取引を始めたところ、すぐに 取引価格は高騰しました。専用アプリ内の資金を国内の暗号資 産交換業者を通じて出金しようとしたのですが、専用アプリの 運営会社から多額の保証金を支払うように連絡があったほか、 手数料などの費用を次々に請求されました。これらの費用を全 て支払ったにもかかわらず、現在も専用アプリ内の資金を出金 することはできていません。資金は返ってくるのでしょうか。

コロナ禍において急増している相談内容で、恋愛感情や 資産を増やしたいという消費者の心理を逆手に取った 「ロマンス投資詐欺」と呼ばれる手口だと考えられます。この手 口は、専用アプリの運営会社や投資の実態を確認できないこと が多いため、資金を取り戻すことは極めて困難です。

ロマンス投資詐欺の被害の主な流れは次の通りです。

- 1. 出会い系サイトやマッチングアプリなどで知り合う
- 2. 直接会う前に、出会い系サイトやマッチングアプリ以外で 連絡を取りたいと持ち掛けられる
- 3. 投資を勧められ、専用アプリを案内される
- 4. まずは少額の投資を促され、専用アプリの画面上では利益 が出る
- 5. さらに高額の投資を促され、追加で入金する
- 6. 出金しようとするが、さまざまな名目で追加の入金を求め られ、結局出金できない
- 7. 知り合った人や専用アプリの運営会社と連絡が取れなくな り、資金が返ってこない

詐欺は、被害に遭ってしまってから資金を取り戻すのが難し いため、出会い系サイトやマッチングアプリなどはルールに 従って利用した上で、知り合った人の勧めで投資をするのはや めましょう。

不安に思ったり、トラブルになったりしたときは消費生活セン ターに相談してください。海外事業者とのトラブルについては、 国民生活センター越境消費者センター(https://www.ccj. kokusen.go.jp/sdn\_doi)でも相談を受け付けています。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

# ● ② 国民健康保険の高額療養費制度

### 超過分が払い戻されます

#### 1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医 療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で自己負担限度額を超 える金額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度 です。70歳以上の人の限度額は、下表の通り区分されています。 70歳未満の人の限度額については、保険年金課(☎20-1526) に問い合わせてください。

#### 支給対象世帯には「該当通知書」と「申請書」を送付

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に 該当通知書と申請書を送付します。

所得区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上		25万2,600円(総医療費が84万2,000円 を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は14万100円)	
		16万7,400円(総医療費が55万8,000円 を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は9万3,000円)	
課税所得145万円以上		8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は4万4,400円)	
一般		1万8,000円 (年間上限* 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は 4万4,400円)
低所得(非課税)	Ι	8,000円	2万4,600円
	I		1万5,000円

\*8月から翌年7月までの1年間



この通知を受け取ったら、次の申請に必要な物を持って保険 年金課(市役所1階 〒286-8585 花崎町760)または下総・大 栄支所で申請してください。新型コロナウイルス感染症の拡大 防止のため、郵送でも申請できます。支払日は、後日送付する 「高額療養費支給決定通知書」で確認してください。

申請に必要な物=該当通知書、申請書、医療費の領収書(病院 などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯 主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが 分かる物と本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・ 写真付きの住民基本台帳カードなど)

#### 「限度額適用認定証」で窓口負担が自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口で の負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税 の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は次 の申請に必要な物を持って保険年金課または下総・大栄支所で 申請してください。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」 の人については認定証の発行は不要です。

申請に必要な物=保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカー ド、またはマイナンバーが分かる物と本人確認できる物(運 転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

# • **¥**% 年金

### 受給者が亡くなったときは 速やかに届け出を

年金受給者が亡くなった場合、遺族の人は年金に関する死亡 の届け出をしてください。

年金は年6回、偶数月の15日に前月までの2カ月分が支払わ れます。支払日には自動的に指定の口座に振り込まれるように なっているので、届け出がないと亡くなった後も年金が支払わ れ続けてしまう場合があります。その場合、多く支給された分 を後から返納してもらうことになりますので、届け出は速やか にお願いします。

また、年金は原則として亡くなった月の分まで受けられます が、まだ受け取っていない年金がある場合、生計を同じくして いた遺族の人が受け取ることができます。年金に関する死亡の 届け出と併せて手続きしてください。

未払いの年金を受け取ることができる遺族の優先順位は次の 通りです。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦そのほかの3親等内の親族

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)または年金ダイヤル (☎0570-05-1165) **△**。